

鎌倉市指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
介護予防ケアマネジメント事業所 管理者 様

鎌倉市高齢者いきいき課担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
サービス担当者会議・モニタリングの実施について（通知）

日頃から鎌倉市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

【サービス担当者会議について】

感染のまん延を防止する観点から、鎌倉市の条例施行規則に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話や FAX 等での照会により意見を求めることができますものとしします。その場合も、その内容を記録し、適切に保存することが必要となります。

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかける等、感染防止を徹底してください。

【モニタリングについて】

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話や FAX 等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

担当：高齢者いきいき課介護保険担当

電話：0467-61-3950

FAX：0467-23-7505